

令和2年度社会福祉法人指導監査の実施結果の概要

1 社会福祉法人に対する指導監査の実施状況

(1) 実施時期 令和2年9月から令和2年12月まで実施

(2) 一般監査（実地監査） 下記のとおり

| 区分 | 法人数 | 実施数 | 文書指摘 法人数 | 文書指摘 率(%) | 文書指摘 件数 | 平均件数 | 平均件数 昨年度 |
|-----------------|-----|-----|-------------|--------------|------------|---------|-------------|
| 一般法人 (社協を含む) | 12 | 4 | 4 | 100.0 | 13 | 3.3件/法人 | 2.7件/法人 |
| 保育所のみ 法人 | 17 | 6 | 5 | 83.3 | 9 | 1.5件/法人 | 4.0件/法人 |
| 合計 | 29 | 10 | 9 | 90.0 | 22 | 2.2件/法人 | 3.6件/法人 |

(3) 特別監査 実施なし

(4) 指導監査の実施体制

「益田市社会福祉法人指導監査実施要綱」の定めるところにより福祉総務課が実施した。

(5) 指導監査における留意事項（実施方針）

社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化等が求められ、これらに適切に対応する必要がある、令和元年度は、これらを中核に据えた上で、従前からの一般監査において特に指摘事項の多かった項目、他で見られた特別監査及び監査を実施するに至った不祥事案の発生原因を、重点指導項目として設定した。

①組織運営関係

- ・定款及び諸規定の整備
- ・適正な評議員・役員等の選任手続及び適正な理事会・評議員会運営の確保
- ・監事監査機能の強化

②管理関係

- ・経理規程に則した適正な会計処理
- ・適切な資産管理
- ・情報公開の推進（義務付けられた情報の公開）
- ・役員の等報酬の支給状況の確認

(6) 指導監査結果の概要

① 一般監査

- ・法人運営及び施設経営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。
- ・各法人及び施設個々の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、確認のため挙証資料による改善状況の確認を実施した。
- ・期限までに改善できない事項については、改善計画等を提出させ、事後指導により、改善の徹底を図った。

(7) 令和2年度の主な指摘事項

① 指摘事項の項目（文書指摘）

| 指摘事項 | | 指摘項目 | 昨年度 |
|--------------|---|------|-----|
| 組織 運 営 | 定款等の整備（定款、諸規定、登記等） | 4 | 1 |
| | 適正な評議員及び役員等の選任手続き及び理事会・評議員会運営の確保、役員等の状況 | 14 | 16 |
| | 監事監査機能の強化 | — | — |
| | 情報の公表、定款、計算書類等の据え置き | — | — |
| | 議事録の正確な記録 | 1 | 1 |
| | その他（費用弁償、報酬等） | — | 5 |
| | 小計 | 19 | 23 |
| 事 業 | 事業一般 | — | — |
| | 社会福祉事業の実施状況 | — | — |
| | 公益事業の実施状況 | — | — |
| | 収益事業の実施状況 | — | — |
| | その他 | — | — |
| | 小計 | 0 | 0 |
| 管 理 | 経理規程に則した適正な会計処理 | 2 | 1 |
| | 適切な資産管理 | — | — |
| | 情報公開の推進 | — | — |
| | 契約等に関する手順 | 5 | 5 |
| | その他（法改正に対応した規程の整備等） | 1 | 3 |
| | 小計 | 8 | 9 |
| その他 | | 2 | — |
| 合計 | | 29 | 32 |

② 令和2年度の主な指摘事項

【組織運営関係】

- ・定款、経理規程、定款細則など諸規程や実態に矛盾があるので整理すること。
- ・議員や役員等の選任手続きにあたっては、欠格事由に該当していないか、特殊関係があるかなど要件を事前に確認すること。調書や議事録等で確認できない。

【事業関係】なし

【管理関係】契約についての意思決定の過程を記載した伺書を作成すること。